

浜田・若竹統合保育園（仮称）建設工事
（設計業務委託）

業務説明書

平成30年5月

酒田市健康福祉部子育て支援課

浜田・若竹統合保育園（仮称）建設工事（設計業務委託）
業務説明書

1 業務の概要

(1) 事業の背景及び目的

「酒田市総合計画」第4章 政策2 結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなうまちの中で、子育て世帯が希望に応じて社会で活躍するため、保育所等での待機児童を発生させないように努め、ニーズに合った支援の充実に取り組むとしています。

本市においては、近年、出生数が減少し、就学前児童が減少している一方で、共働き世帯の増加などにより低年齢児の保育需要が増えています。低年齢児に対応した配置保育士のほか、発達に課題を抱える子どもへの対応のために保育士を加配する保育園、認定こども園が多くあり、全市的に保育士等が不足し、一時預かりなどの特別保育に対応できなくなっています。

昨年実施した子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査(1,000世帯抽出)において、一時預かりや休日保育などの特別保育の利用が十分に利用できないといった声が寄せられています。

本市の状況や課題を鑑み、狭隘で老朽化が進んでいる浜田保育園、若竹保育園の保育環境の改善と一時預かりなど特別保育の充実、地域子育て支援センターを併設し災害時には妊婦や乳児などの福祉避難所として活用できる施設にするなど、市内全域の子育て支援の充実を図るため、浜田保育園と若竹保育園を統合して、新たな保育園を整備します。

そこで、本業務では、以下の点を主眼としてプロポーザルを実施します。

- ア 特別保育(一時預かり、休日保育、障がい児保育など)の充実
- イ 地域子育て支援の充実
- ウ 民間立保育園等との協働
- エ 保育のセーフティネット

(2) 業務内容

別添「設計業務委託特記仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から 平成31年5月31日（金）まで

(4) 委託上限額

41,654,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 プロポーザル実施日程

| 項目 | 日程 |
|--------------|------------------------|
| 公告 | 平成30年5月11日（金） |
| 参加表明書の提出期間 | 平成30年5月11日（金）～5月25日（金） |
| 参加表明書の質疑提出期間 | 平成30年5月11日（金）～5月18日（金） |
| 参加表明書の質疑回答日 | 平成30年5月22日（火） |
| 技術提案書の提出期間 | 平成30年5月28日（月）～6月27日（水） |
| 技術提案書の質疑提出期間 | 平成30年5月28日（月）～6月8日（金） |
| 技術提案書の質疑回答日 | 平成30年6月15日（金） |
| ヒアリング | 平成30年7月6日（金） 予定 |
| 審査結果通知 | 平成30年7月12日（木） 予定 |
| 受託候補者との随意契約 | 平成30年7月下旬 予定 |

3 参加資格要件等

- (1) 参加者は、以下のアに掲げる要件をすべて満たしている単体企業又はイに掲げる要件をすべて満たしている設計共同体であること。

ア 単体企業

- (ア) 酒田市に本社があること。
- (イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (ウ) 本公告の前日までに、酒田市競争入札参加者登録簿（測量・建設コンサルタント等）の建築士事務所に登録されていること。
- (エ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (オ) 酒田市建設工事等請負業者指名停止要綱に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

イ 設計共同体

アに掲げる要件をすべて満たしている2者により結成された設計共同体であること。なお、設計共同体の結成は自主結成とするが、以下の要件をすべて満たすこと。

- (ア) 全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ設計共同体の代表者（以下「代表者」という。）を選任し協定を結ぶこと。（協定書写しを提出すること。）
- (イ) 代表者とならない設計共同体の構成員は、本技術提案書の提出及び契約締結に関する一切の権限を代表者に委任すること。（委任状の写しを提出すること。）
- (ウ) 設計共同体の構成員の出資比率の最小度基準については、30パーセント以上とすること。

- (2) 管理技術者（※1）は一級建築士であること。
- (3) 管理技術者及び主たる分担業務分野（※2）（総合分野）の主任担当技術者（※3）は、参加者の組織に、参加表明書提出時点において3か月以上所属していること。なお、設計共同体の場合における管理技術者は、代表者に所属していること。
- (4) 管理技術者及び分担業務分野の主任担当技術者は、それぞれ1名であること。
- (5) 管理技術者は、分担業務分野の主任担当技術者を兼任してはならない。
- (6) 総合分野の主任担当技術者は構造分野と、電気分野の主任担当技術者は機械分野と兼任できるものとする。
- (7) 総合分野のうち、積算に関する業務を除く業務を再委託しないこと。
- (8) 業務の一部を再委託する場合であって、再委託先である協力事務所が酒田市の建築関係建設コンサルタント業務に係る競争入札参加資格者である場合には、当該協力事務所が指名停止を受けている期間中でないこと。
- (9) 総合分野、構造分野において、参加者は、他の参加者の協力事務所（再委託先のうち、分担業務分野の主任担当技術者が所属する事務所をいう。以下同じ。）となっていないこと。

- 注：※1 「管理技術者」とは、酒田市「測量・建設コンサルタント等業務委託契約約款」第6条の定義による。
- ※2 分担業務分野の分類は下記による。なお、下記の分担業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。
- ※3 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

| 分担業務分野 | 業務内容 |
|--------|---|
| 総合 | 平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」 |
| 構造 | 同上「構造」 |
| 電気 | 同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの |
| 機械 | 同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの |

4 事務局

〒998-8540 山形県酒田市本町二丁目2番45号
酒田市健康福祉部子育て支援課こども支援係

TEL 0234-26-5735 FAX 0234-23-2258

電子メール kosodate@city.sakata.lg.jp

受付時間 平日午前9時～午後5時（正午～午後1時は休憩時間のため除く。）

5 参加表明書の提出について

参加表明書の提出は、様式1～3（A4判）とする。

（1）同種又は類似業務の実績（様式3）

ア 平成20年4月1日以降に契約した同種又は類似業務の実績とは、以下の（ア）、（イ）全ての項目に該当する実績をいう。

（ア）平成20年4月1日以降に契約した、参加者の設計業務実績（基本設計から行った業務に限る。）

（イ）以下を満たす施設の設計業務実績

- ・ 同種業務の実績における対象施設は、保育園（幼稚園及び認定こども園を含む。また、新築、改築に限る。）とする。
- ・ 類似業務の実績における対象施設は、主たる構造を木造とした、延べ床面積500㎡以上の施設（新築、改築に限る。）とする。

イ 記載する件数は1件までとし、同種業務を優先して記載すること。また、記載した業務については、実績の内容を証明できるものの写しを提出すること。

（2）提出部数、提出期限、提出場所及び提出方法

提出部数 : 2部

提出期限 : 平成30年5月25日（金）午後5時

提出場所 : 事務局

提出方法 : 提出書類は一部ずつクリップ留めとし、持参又は郵送とする。
（提出期限必着のこと）

6 技術提案書の提出について

技術提案書の提出は、様式4、5及び見積書（任意書式）とする。

（1）基本事項

プロポーザルは、調査、検討及び設計業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部（図面、透視図等）の作成や提出を求めるものではない。具体的な設計作業は、技術提案書に記載された取組方法を反映しつつ、契約後に発注者が提示する資料に基づいて発注者と協議のうえ開始することとする。本説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書、又はこの書面及び別添の書式に示された条件に適合しない技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

（2）業務実施方針及び手法（様式5）

- ア 提案は、文章での表現を基本とし、図、表、イラスト、画像等の視覚的表現については、文章を補完するために必要となる最小限の範囲において使用すること。なお、模型（模型写真を含む。）については使用を認めない。
- イ 視覚的表現の有無及び手法は評価の対象としない。
- ウ 技術提案書の提出者（設計共同体の構成員、協力事務所を含む。）を特定することができる内容（具体的な社名等）を記載してはならない。

(3) 見積書（任意書式）

別添「設計業務委託特記仕様書」に記載する業務の見積書（任意様式）を作成すること。

(4) 作成方法

A3判片面ヨコ4枚を使用し、文字サイズは10.5ポイント以上、ファイル形式は、Microsoft Word2013形式以下、Microsoft Excel2013形式以下及びPDFファイル形式に限る。なお、カラー印刷、構成は自由とする。

(5) 提出部数、提出期限、提出場所及び提出方法

- 提出部数 : 10部（見積書は1部）
- 提出期限 : 平成30年6月27日（水）午後5時
- 提出場所 : 事務局
- 提出方法 : 提出書類は一部ずつフラットファイルA4Sに綴り、背表紙に会社名を記載して提出する。また、電子データとしてCD-Rに保存したもの1枚を提出する。提出は持参又は郵送とする。
(提出期限必着のこと)

7 受託候補者等を選定するための評価基準

(1) 技術提案書の評価項目、判断基準、並びに評価ウェイトは、以下のとおりである。

| 評価項目 | | 配点 | | |
|------------|-----------------------------|--|----|----|
| 技術力 | 平成20年4月1日以降に契約した同種又は類似業務の実績 | 10 | | |
| 業務実施方針及び手法 | 業務の取組み姿勢 | 業務の実施方針、取組み体制及び意欲 | 10 | |
| | テーマ① 機能性に対する考え方 | 主要な施設(園舎、園庭、駐車場等)の効率的な配置計画について | 10 | 60 |
| | | 乳幼児の発達に応じた日々の活動及び特別保育(一時預かり、休日保育、障がい児保育など)における健全な保育のための利便性・安全性・快適性、利用者や保育従事者の動線に対する考え方について | 20 | |
| | | 子育て支援センターとしての利用に加え、保育従事者のための研修会、災害時の福祉避難所機能といった保育事業以外の利用に対する配慮について | 10 | |
| | | 防災、防火、防犯及び緊急時の避難経路に対する配慮について | 10 | |
| | | 近隣の住環境への配慮について | 10 | |
| | テーマ② 意匠性に対する考え方 | 木材(酒田産材)を効果的に使用した保育施設の考え方について | 15 | 25 |
| | | 景観に配慮し、かつ、親しみやすく地域との交流が促される建物外観、植栽及び外構の考え方について | 10 | |
| | テーマ③ 経済性に対する考え方 | 建設費を抑えるための意匠、構造、設備設計上の配慮について | 15 | 25 |
| | | 維持管理運営コストの縮減について | 10 | |
| 合計 | | 130 | | |

8 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

浜田・若竹統合保育園基本設計及び実施設計業務に関するプロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、技術提案書の内容に関するプレゼンテーションを行うものとし、参加表明書類、技術提案書類及びプレゼンテーションの内

容について審査委員会の委員によるヒアリングを行う。

(1) 実施場所、日時等

ア 実施場所：技術提案書提出者に対し別途通知する。

イ 実施日：平成30年7月6日（金）予定

ウ 出席者：管理技術者を含む、計3名以内

(2) 実施方法

ア 20分以内のプレゼンテーションの後、審査委員会の委員によるヒアリングを行う。

イ プレゼンテーションは、提出した技術提案書を使用して説明すること。なお、参加表明書の受付順で行うものとし、非公開とする。

ウ プレゼンテーションは管理技術者が行うこととする。ただし、やむを得ない理由により管理技術者が行うことができない場合は、代理の者が行うものとする。なお、パワーポイント等の使用は可能とする。

エ ヒアリング時の追加資料の提出及び提示は認めない。

(3) その他

ア ヒアリングの実施場所、日時等の詳細は、技術提案書提出者に対して別途通知する。

イ ヒアリング当日に欠席した場合は、失格とする。ただし、交通機関の事故等、真にやむを得ない理由が生じた場合は、速やかに事務局へ連絡し、その指示を仰ぐこと。

9 審査

(1) 受託候補者等の選定

参加表明書類、技術提案書類並びにプレゼンテーション、ヒアリングの内容を基に総合的に評価し、市が設置する審査委員会において受託候補者及び次点候補者の選定を行う。なお、市が意図する技術提案をする者がなかった場合は、受託候補者あるいは次点候補者を選定しない。その場合、本プロポーザルを中止又は要件等を変えて再募集する。

(2) 審査結果

審査結果は、受託候補者及び次点候補者のみ公表するものとし、技術提案書提出者全員に電子メールにて通知するとともに、市ホームページ上に掲載する。

なお、通知は平成30年7月12日（木）を予定とする。

10 契約の締結

審査の結果により、受託候補者となった者と委託契約交渉を行う。

なお、受託候補者との契約が成立しなかった場合は、次点候補者と交渉を行う。

1 1 説明書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問書は、様式6によりFAX又は電子メール(電話により着信を確認すること。)

にて次のとおり行うものとし、電話及び来庁での質問には応じない。

ア 受付場所：事務局

イ 受付期間

(ア) 参加表明書に係る質問

平成30年5月11日(金)から平成30年5月18日(金)の受付時間内。

(イ) 技術提案書に係る質問

平成30年5月28日(月)から平成30年6月8日(金)の受付時間内。

(2) 質問に対する回答方法

電子メールにて、以下の期日までに参加者全員に対して通知する。

ア 参加表明書に係る質問に対する回答

平成30年5月22日(火)

イ 技術提案書に係る質問に対する回答

平成30年6月15日(金)

(3) 質問書の内容に不明な点がある場合は、質問者に対し、事務局から電話等にて確認を行うことがある。

1 2 現地視察・説明会

現地視察・説明会は行わない。なお、参加(希望)者が任意に現地視察を行う場合は、下記について遵守し、敷地内の居住者及び近隣者等に迷惑とならないように注意すること。

(1) 建設予定地内及び近隣の敷地には立ち入らないこと。

(2) 建設予定地内の区域及び近隣エリアで住居や人物の撮影をしない等、住民のプライバシーに配慮すること。

(3) 敷地内の駐車場や周辺施設の利用者に配慮すること。

(4) 建設予定地内の区域においては、測量等、応募に対する準備行為は禁止とする。

(5) 上記行為等により事故・トラブル等が生じた場合は、全て当該原因者の責任で対応するものとする。

1 3 参加辞退

都合により辞退する場合は、ヒアリング実施日前日の正午までに、事務局へ参加辞退届(様式自由)を提出することとし、以降の辞退は原則として認めないものとする。

1 4 その他の留意事項

- (1) 技術提案書の提出は、1者につき1件とする。
- (2) 本手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提出期限までに参加表明書を提出しない者は、技術提案書を提出できないものとする。
- (4) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出並びにヒアリングに関する費用は、応募者の負担とする。
- (5) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、その参加表明書及び技術提案書を無効とする。また、提出された参加表明書及び技術提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則としてその参加表明書及び技術提案書を無効とする。
 - ア 参加表明書、技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合
 - イ 業務説明書が指示された事項を満たしていない場合
 - ウ 提出業者名に誤りがある場合
 - エ 1 (4) に記載された額を上回る見積書を提出したとき
- (6) 提出された参加表明書及び技術提案書を、市の了解なく公表、使用してはならない。
- (7) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び技術提案書は、受託候補者等を選定する目的以外に参加者に無断で使用しない。また、選定された技術提案書を公開する場合には、事前に参加者の同意を得るものとする。
- (8) 提出期限以降における参加表明書、技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの市の了解を得なければならない。
- (9) 提出書類は、審査に必要な範囲において複製することができるものとする。
- (10) 本プロポーザルへの参加において知り得た情報を、本プロポーザルの目的以外に第三者に漏らしてはならない。
- (12) 業務委託契約における設計の内容について、市は技術提案内容に拘束されず、変更ができるものとする。